

こまき多世代交流プラザの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月13日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市規則第45号

こまき多世代交流プラザの管理に関する規則の一部を改正する規則

こまき多世代交流プラザの管理に関する規則（令和2年小牧市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（利用の手続）」に改め、同条第1項中「小牧市まなび創造館利用許可申請書」を「小牧市まなび創造館利用（変更）許可申請書」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 市内に在住し、在勤し、又は在学する者（以下「市内利用者」という。）がまなび創造館を利用しようとする場合の第1項の申請の受付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から行うものとする。

(1) 条例第4条第1項第4号アの女性センター（以下「女性センター」という。） 利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の6月前の月の15日

(2) スポーツ広場 利用日の属する月の3月前の月の15日

(3) 条例第4条第1項第4号ウの学習広場（以下「学習広場」という。） 利用日の属する月の6月前（市民ギャラリーにあっては、9月前）の月の15日

第8条に次の2項を加える。

5 市内利用者以外の者がまなび創造館を利用しようとする場合の第1項の申請の受付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から行うものとする。

(1) 女性センター 利用日の属する月の5月前の月の初日

(2) スポーツ広場 利用日の6日前

(3) 学習広場 利用日の属する月の5月前（市民ギャラリーにあっては、8月前）の月の初日

6 前2項の規定にかかわらず、市長が別に定める方法によりまなび創造館の利用の予約が承認されたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、第4項各号及び前項各号に定める日前においても第1項の申請の受付を行うことができる。

第9条中「小牧市まなび創造館利用許可書」を「小牧市まなび創造館利用（変更）許可書」に改める。

第10条を次のように改める。

(利用の変更等の許可)

第10条 まなび創造館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可された事項を変更しようとするときは小牧市まなび創造館利用(変更)許可申請書を、利用の取消しをしようとするときは小牧市まなび創造館利用取消許可申請書(様式第4)を速やかに市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更の許可をしたときは小牧市まなび創造館利用(変更)許可書を、取消しの許可をしたときは小牧市まなび創造館利用取消許可書(様式第5)を当該許可に係る申請をした者に対し交付するものとする。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

様式第1を次のように改める。

様式第 3 から様式第 5 までを次のように改める。

様式第3（第9条関係）

小牧市まなび創造館利用（変更）許可書

年 月 日

氏 名
郵便番号
住 所

電話番号

小牧市長



次のとおり許可します。

利用施設：

利用日付 利用時間	利用施設・人数・利用目的 (催し物名)・備品	使用料 (円)	減免 金額 (円)	支払 料金 (円)
【利用上の注意】	使用料合計			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第10条関係）

小牧市まなび創造館利用取消許可申請書

年 月 日

（宛先）小牧市長

（申請者）
氏 名
郵便番号
住 所

電話番号

次の内容の施設利用の取消しを申請します。

利用施設：

利用日付 利用時間	利用施設・人数・利用目的 （催し物名）・備品	使用料 （円）	減免 金額 （円）	支払 料金 （円）
使用料合計				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5（第10条関係）

小牧市まなび創造館利用取消許可書

年 月 日

氏 名
郵便番号
住 所

電話番号

小牧市長



次の内容の施設利用の取消しを許可します。

利用施設：

利用日付 利用時間	利用施設・人数・利用目的 (催し物名)・備品	使用料 (円)	減免 金額 (円)	支払 料金 (円)
使用料合計				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のこまき多世代交流プラザの管理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙（様式第 1 及び様式第 4 に限る。）は、改正後のこまき多世代交流プラザの管理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。